

## 少人数制「ほったらかし交流会」参加規約

### 第1条（目的）

本交流会は、豊中商工会議所会員同士が、テーマをきっかけに自由で気軽な交流を行い、相互理解と関係性を深めることを目的とします。商談や営業を主目的とする場ではありません。

### 第2条（参加資格）

本交流会には、原則として豊中商工会議所の会員である中小企業・小規模事業者の経営者またはそれに準ずる方が参加できます。

### 第3条（開催形式）

本交流会は、少人数で開催します（最大15名、最少開催人数4名）。司会進行・プログラムは設けず、参加者同士の自由な交流を基本とします。事務局は、原則として冒頭および終了時の案内のみを行います。

### 第4条（禁止事項）

本交流会の趣旨を踏まえ、以下の行為を禁止します。

- ①営業行為・勧誘行為
- ②商品・サービスの売り込みを主目的とした行為
- ③名刺交換後に、その場で契約・申込み・アポイント獲得を迫る行為
- ④ネットワークビジネス、投資案件、宗教活動等への勧誘
- ⑤有形・無形を問わず、一切の暴力行為
- ⑥交流の妨げとなる行為
- ⑦他の参加者が不快に感じる言動
- ⑧一方的な自己PRや長時間の独占的な会話
- ⑨誹謗中傷、ハラスメント行為
- ⑩本交流会の趣旨に反する行為
- ⑪無断での録音・録画・撮影
- ⑫交流会の内容を営業資料等に無断で利用する行為
- ⑬その他、上記に準じる行為

## 第5条（営業行為に関する考え方）

本交流会では、「まず人となりを知る」「信頼関係をつくる」ことを重視しています。

- ・自己紹介の中で業種・事業内容を伝えること
- ・参加者同士で連絡先を交換すること

は問題ありませんが、その場での営業・勧誘は禁止しています。交流会終了後、必要に応じて双方合意の上で個別に行う行為について、基本的に事務局は関与しませんが、相手方が拒否の意思を示した後も営業・勧誘行為を継続するなど、本交流会を機に迷惑行為に発展したものと報告があり、報告内容に相当性があると事務局が判断した場合は、本規約に違反したものとみなします。

## 第6条（飲食を伴う交流会における注意事項）

### 1. 節度ある飲食について

夜の部は飲食を伴う交流会ですが、参加者各自が節度をもって飲食するものとします。過度な飲酒、周囲に迷惑を及ぼす行為はご遠慮ください。

### 2. 他の参加者への配慮

飲酒の有無にかかわらず、他の参加者が不快に感じる言動、強引な会話や飲酒の強要は禁止します。

### 3. 営業行為の禁止

飲食の場であっても、本交流会は営業・勧誘を目的としたものではありません。酒席の勢い等を利用した商品・サービスの売り込み、契約や申込みの勧誘行為は固くお断りします。

### 4. トラブル防止について

飲食を伴う場において発生した参加者同士のトラブルについて、商工会議所および事務局は責任を負いかねます。万一問題が生じた場合は、事務局の指示に従ってください。

### 5. 途中退席・終了後について

交流会終了後の二次会等は、本交流会とは無関係の私的な行為とし、事務局は関与しません。

#### 第7条（違反時の対応）

参加者が本規約に違反したと事務局が判断した場合、以下の対応を行うことがあります。

- ・当日の注意または参加中止
- ・今後の交流会への参加拒否
- ・商工会議所退会勧奨

また、当日参加中止措置を取った場合でも、参加費は返金しません。

#### 第8条（免責事項）

本交流会において生じた参加者同士のトラブルについて、商工会議所および事務局は責任を負いかねます。

#### 第9条（規約の変更）

本規約は、必要に応じて事務局の判断により変更することがあります。

制定日 令和8年1月7日